

## 議案第5号

### 鳥取県地方独立行政法人法施行条例の設定について

次のとおり鳥取県地方独立行政法人法施行条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県地方独立行政法人法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- (2) その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）において、地方独立行政法人ごとに設置する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、所管部局の機関において処理する。

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(重要な財産)

第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに

限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。